

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方に対する 都税における猶予制度

徴収猶予の「特例制度」

- 新型コロナウイルス感染症の影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間、都税の徴収の猶予を受けることができるようになります。
- 以下の①②をいずれも満たす方が対象となります。
 - ① 令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
 - ② 一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。
- 担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。

徴収猶予

- 上記の「特例制度」のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして以下のようなケースに該当する場合は、通常の徴収猶予制度があります。

(ケース1) 災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

(ケース2) ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合

(ケース3) 事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合

(ケース4) 事業に著しい損失を受けた場合

納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合

申請による換価の猶予

- 上記の「徴収猶予の『特例制度』」、「徴収猶予」のほか、新型コロナウイルス感染症の影響により、都税を一時に納付することができない場合、申請による換価の猶予制度がありますので、都税事務所徴収課にご相談ください。

猶予制度に関するお問い合わせ・申請先一覧

徴収猶予(自動車税種別割を除く)・申請による換価の猶予に関するお問い合わせ先・申請先

千代田都税事務所 〒101-8520 千代田区内神田 2-1-12 03-3252-7141	中央都税事務所 〒104-8558 中央区入船 1-8-2 03-3553-2151	港都税事務所 〒106-8560 港区麻布台 3-5-6 03-5549-3800
新宿都税事務所 〒160-8304 新宿区西新宿 7-5-8 03-3369-7151	文京都税事務所 〒112-8550 文京区春日 1-16-21 03-3812-3241	台東都税事務所 〒111-8606 台東区雷門 1-6-1 03-3841-1271
墨田都税事務所 〒130-8608 墨田区業平 1-7-4 03-3625-5061	江東都税事務所 〒136-8533 江東区大島 3-1-3 03-3637-7121	品川都税事務所 〒140-8716 品川区広町 2-1-36 03-3774-6666
目黒都税事務所 〒153-8937 目黒区上目黒 2-19-15 03-5722-9001	大田都税事務所 〒144-8511 大田区西蒲田 7-11-1 03-3733-2411	世田谷都税事務所 〒154-8577 世田谷区若林 4-22-13 03-3413-7111
渋谷都税事務所 〒150-6007 渋谷区恵比寿 4-20-3 03-5420-1621	中野都税事務所 〒164-0001 中野区中野 4-6-15 03-3386-1111	杉並都税事務所 〒166-8502 杉並区成田東 5-39-11 03-3393-1171
豊島都税事務所 〒171-8506 豊島区西池袋 1-17-1 03-3981-1211	北都税事務所 〒114-8517 北区中十条 1-7-8 03-3908-1171	荒川都税事務所 〒116-8586 荒川区西日暮里 2-25-1 03-3802-8111
板橋都税事務所 〒173-8510 板橋区大山東町 44-8 03-3963-2111	練馬都税事務所 〒176-8511 練馬区豊玉北 6-13-10 03-3993-2261	足立都税事務所 〒123-8512 足立区西新井栄町 2-8-15 03-5888-6211
葛飾都税事務所 〒124-8520 葛飾区立石 5-13-1 03-3697-7511	江戸川都税事務所 〒132-8551 江戸川区中央 4-24-19 03-3654-2151	
八王子都税事務所 〒192-8611 八王子市明神町 3-19-2 042-644-1111	八王子市、青梅市、町田市、日野市、福生市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町を所管しています。	
立川都税事務所 〒190-0022 立川市錦町 4-6-3 042-523-3171	立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、昭島市、調布市、小金井市、小平市、東村山市、国分寺市、国立市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、西東京市を所管しています。	
大島支庁 〒100-0101 大島町元町字オンダシ 222-1 04992-2-4411	三宅支庁 〒100-1102 三宅島三宅村伊豆 642 04994-2-1311	八丈支庁 〒100-1492 八丈島八丈町大賀郷 2466-2 04996-2-1111
小笠原支庁 〒100-2101 小笠原村父島字西町 04998-2-2121	大島支庁は、大島町、利島村、新島村、神津島村を所管しています。 三宅支庁は、三宅村、御蔵島村を所管しています。 八丈支庁は、八丈町、青ヶ島村を所管しています。	

徴収猶予(自動車税種別割)に関するお問い合わせ・申請先

都税総合事務センター
〒176-8517 練馬区豊玉北 6-13-10 練馬都税事務所4階
03-5946-6804 (納税班)